

自転車用ヘルメットの 購入費用の一部を補助します



令和5年4月1日からすべての自転車利用者は、自転車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

町内の自転車に係る交通事故による被害の軽減を図り、安全安心なまちづくりを推進するため、新たに自転車用ヘルメットを購入された方に対して、購入費用の一部を補助します。

補助対象となる自転車用ヘルメット

- 令和5年4月1日以降に購入した新品のもの
- 下記の安全認証に該当するもの
 - ①SGマーク ②CEマーク ③JCFマーク
 - ④その他自転車用ヘルメットの安全規格の基準を満たしていると町長が認めるもの

補助対象者

- 町内に住所を有する個人（町内の小学校・中学校に在籍している者を除く）
- 町税等を滞納していない者
- 同様の補助を受給していない者

補助金額

- 上限2,000円（2,000円未満の場合は、その支払額）
(例) ヘルメット購入費用 5,000円 ⇒ 2,000円の補助額
(例) ヘルメット購入費用 1,500円 ⇒ 1,500円の補助額
- ※ 補助金の交付は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までで、使用者1人につき1回限りです。

申請に必要な書類

- 綾川町自転車用ヘルメット購入費補助金
交付申請書兼請求書
- 領収書等の写し（購入者氏名・購入日・
ヘルメットの価格・型番・数量の記載があるもの）
- ヘルメットの安全基準が分かるもの
(ヘルメットの取扱説明書など)
- 補助金の振込先が分かるもの（通帳など）



電子申請も
できます！

交付までの流れ

